

ヘルプマークを知っていますか？

ヘルプマークとは、義足や人工関節を利用しているかた、内部障害や難病のかた、または妊娠初期のかたなど、外見上わからなくても援助や配慮を必要としているかたたちが、周囲のかたに配慮を知らせることで援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

◎ヘルプマークを身に付けたかたを見かけたら…

電車・バスの中で、席をお譲りください。
駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。
災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

◎ヘルプマークの配布は…

福祉課 社会福祉係で配布しています。必要なかたは申し出てください。



運転免許証を自主返納されたかたに みさと元気チケットを交付します



【対象】

返納を行った日において満70歳以上で、町内に住所を有するかた

【支援内容】

みさと元気チケット（商品券）1万円分を交付（1回限り）

【申請方法】

運転免許証を自主返納した際に、埼玉県公安委員会から交付を受けた「運転経歴証明書」の写しを持参のうえ、申請してください。

詳細は、福祉課 社会福祉係（☎76-5132）へお問い合わせください。

おでかけ応援講座

～フレイル&頻尿予防～



『いくつになっても自分の力でおでかけしたい！ 毎日を元気に過ごしたいかたへ』
元気に過ごす秘訣と日常でできるセルフケアを、花王グループカスタマーマーケティング(株)の講師が提案します。

性別問わない内容になっています。皆様のご参加をお待ちしています。



【日時】 1月31日(火) 午前10時～

【場所】 保健センター

【対象者】 町内在住のかた

【定員】 20名（先着順）

【参加費】 無料

【申込方法】 12月7日(水)午前9時から電話または
直接窓口で申込開始

問合せ＝地域包括支援センター（保健センター内） ☎76-1325

12月3日(土)から9日(金)は「障害者週間」です

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。

障害のあるかたやその家族が少しでも安心して生活できるよう、相談窓口や費用の割引・免除などをご紹介します。



相談窓口

埼玉弁護士会主催「障がい者無料法律相談110番」

障害者週間にあたり、弁護士が電話やFAXで無料相談を受け付けます。

【日時】 12月9日(金) 午前10時～午後4時

【対象】 障がいのあるかたやその家族、福祉関係者など

【問合せ】 埼玉弁護士会法律相談センター

☎048-710-5666

相談専用ダイヤル

☎ 048-864-1666

FAX 048-864-1677

※当日のみ利用可能です。

費用の割引・免除など

■有料道路通行料金の割引

障害者手帳をお持ちのかたで、以下の条件を満たす場合、高速道路などの有料道路通行料金が5割引になります。

【条件】

- ①本人が運転される場合
 - ・身体障害者手帳の交付を受けているかた
- ②本人以外が運転し、本人が同乗される場合
 - ・身体障害者手帳または療育手帳に「第1種」の記載があるかた

※割引を受けられる自動車は、事前に登録された1台に限られます。登録された自動車以外での利用の場合、障害者割引は適用されません。

【申請・問合せ】

割引の申請方法や詳細は、福祉課 社会福祉係（☎76-5132）へお問い合わせください。

■NHK放送受信料の免除

障害者手帳をお持ちのかたで、以下の条件を満たす場合、NHK放送受信料が免除になります。

【条件】

- ①全額免除
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者がいる世帯で世帯構成員全員が住民税非課税
- ②半額免除
 - ・視覚または聴覚障害により身体障害者手帳を所持する世帯主かつ契約者

・身体障害者手帳1級または2級、療育手帳AまたはA、精神障害者福祉手帳1級のいずれかを所持する世帯主かつ契約者

【申請・問合せ】

免除の申請方法や詳細は、福祉課 社会福祉係（☎76-5132）へお問い合わせください。